

近江八幡市議会議員定数条例の一部を改正する条例

近江八幡市議会議員定数条例（平成22年近江八幡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「24人」を「22人」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

提案理由

議会基本条例第18条の規定に基づき、議会改革推進のため議員定数に関し議論し、並びに本市議会が諮問した専門的事項のあり方調査委員会の報告書を踏まえ所要の改正を行いたく、本議案を提出するものである。